

# 介護保険料の特別対策

## 65歳以上の方が納める保険料は10月から本来の金額になります

高齢化社会の現在、介護は誰にでも起こりうる切実な問題です。介護保険は、介護の不安や負担を軽くするためにつくられた制度です。財源は公費と40歳以上の人の保険料で賄われますが、この内65歳以上の人の保険料については国の特別対策がとられています。

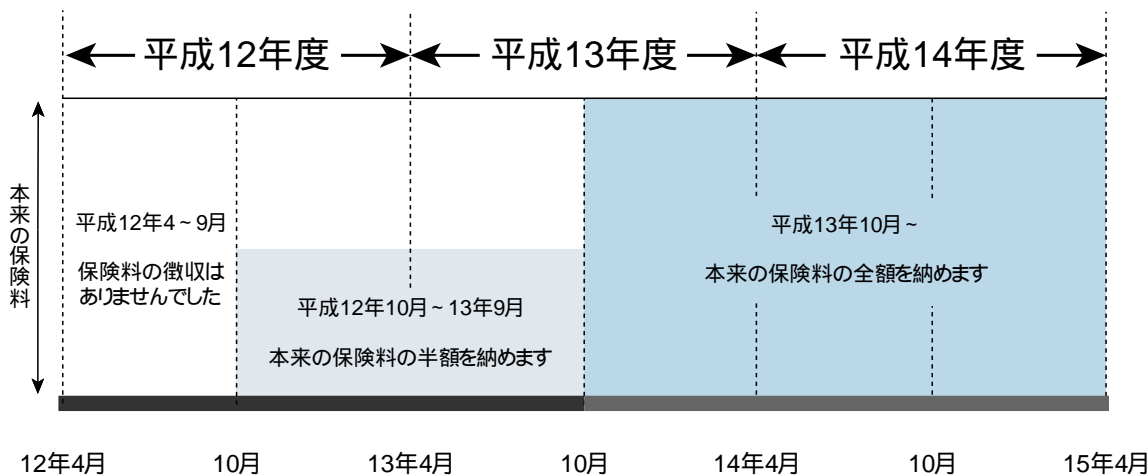
### ◆特別対策とは

65歳以上の人については、介護保険の新しいサービスの利用の仕方などに慣れ、理解をいただきながら介護保険料を負担してもらおうと、保険料の軽減が図られています。

ただし、この特別対策も、9月分までで、10月分からは全額を納めていくこととなります。内容については、下の表をご覧ください。

### 介護保険制度の円滑な実施のための特別対策

65歳以上の方の介護保険料は、次のような経過措置により、段階的な方法で納めることになっています。



※介護保険料は3年に1度見直しされます。次回見直しは平成15年度分（平成15年4月）からです。

区分	対象者	保険料年額（円）	
		平成13年度	平成14年度
第1段階	老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者・生活保護法の被保護者	13,100	17,500
第2段階	市民税世帯非課税者	19,700	26,200
第3段階	市民税本人非課税者	26,200	35,000
第4段階	市民税課税者 (合計所得250万円未満)	32,800	43,700
第5段階	市民税課税者 (合計所得250万円以上)	39,400	52,500

◆保険料は5段階  
65歳以上の方が納める保険料は、所得の状況などに応じて5段階に分かれています。平成13年度と14年度の保険料は次の表のとおりです。

## 納め方は2種類あります

介護保険料の納め方には、年金からの天引き（特別徴収）と納付書による個別納付（普通徴収）の2種類があります。

### ◆特別徴収

年金から天引きされる「特別徴収」となる人は、年額18万円以上の老齢・退職年金を受給している人です。8月上旬に「介護保険料額決定通知書」を送付します。

前年度から特別徴収の人は、仮徴収として4月・6月・8月は平成13年2月分と同額の保険料が年金から天引きされます。

10月・12月・14年2月は年間の保険料から4月・6月・8月の保険料を除いた金額が天引きされます。



### ◆普通徴収

「普通徴収」となる人は、年金額が年額18万円未満の人、受給している年金が遺族年金・障害者年金の人、年度の途中で65歳になつた人や転入した人などです。7月中旬に送付した「納付書」で納めていただきます。

口座振替を申し込んだ人以外はこの「納付書」で納付してください。

平成13年度の納期は、7月から来年2月までの計8回です。

### ◆納付は納期内に

介護保険料は、介護サービスに必要な費用の半分を賄つもので、直接みなさんへのサービスに結びついています。納期内の納付をお願いします。

(注) 災害などの特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、状況により保険料が徴収猶予または減免されることがあります。

## 8月期の支払いは10日から

老齢福祉年金を受けている人に、8月期の支払金額を記入した年金証書が、千葉社会保険事務局年金課から支払開始日前に郵送されます。

8月期の年金支払いは8月10日（金）からです。

年金の支払いを受けたら、年金証書は市保険年金課へ提出してください（次回11月支払い分からの年金額を決定して証書に記入するためです）。

また、老齢福祉年金受給者が新たに厚生年金や恵給などの公的年金を受けられるようになったときやそのほか変更が生じた場合、速やかに同課へ届け出をしてください。



ねんきんななちゃん

介護保険料および老齢福祉年金について、くわしくは保険年金課（☎20 15226）へ

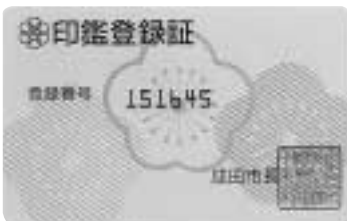
## 窓口から

### 印鑑登録証明書が必要なとき 印鑑登録証（カード）を忘れずに

印鑑登録証明書を取るときは、印鑑登録証（カード）が必要ですので忘れずにお持ちください。また、代理人が取ることも本人の印鑑登録証（カード）を預かってお持ちになれば本人の実印や委任状は不要です。ただし、本人の住所・氏名・性別・生年月日を申請書に記入してもらいますので、あらかじめ確認しておいてください。

印鑑登録証明書は、市役所1階市民課および赤坂と遠山の分室で取れます。なお、印鑑登録証（カード）の亡失届および印鑑登録は分室ではできませんので、市役所1階市民課で手続きしてください。

くわしくは市民課（☎20 15225）へ。



登録するとこのカードが発行されます



印旛沼周辺の土地改良施設

## 施設の周りは危険がいっぱい

印旛沼周辺には多くの揚排水機場や排水路などがあり、それらの周辺は大変危険な場所です。夏休み期間中、事故のニュースが新聞テレビなどで報道されます。

小さい子どもは、どのような場所が危険なのか判断できません。事故は大人のちよっとした心遣いで防げるものです。次のような場所には近づかないように注意しましょう。

### 揚排水機場の付近

大きなポンプで沼や川から水を吸い込んだり排水したりするため、見た目よりはるかに流れが速



滑って落ちたらあぶないよ

くなっています。また高圧の電気も流れていて大変危険です。

### 排水路、吐き出し水槽、分水槽

揚水機場でくみ上げた水を、遠くの水田まで運ぶため、水の流れが早く、先が地下埋設管となっている場合もあります。また、水槽は大変深くなっていて危険な場所です。

### 堰、水門、落差工

これらの施設は川をせき止めるため、流れが滝のようになり、子どもの興味を引く場所ですが、付

近は滝つぼのように深くなっています。最近水質の悪化に伴い水面いっぱい泡が発生し、これを取ろうとして落下し命を落とした例もあります。

くわしくは印旛沼土地改良区  
(☎043 484 1155)へ。

### 成田市公設地方卸売市場

### 新鮮な食料品を食卓へ

生鮮食料品の安定供給と生産者の利益を守るために、昭和49年6月に開設された市公設地方卸売市

場 北総地域の拠点としてその役割を果たしています。

平成12年度の取扱量は、青果部が9,525t(取扱金額12億6,735万円)、水産物部は1万9,973t(同178億6,787万円)でした。これを開場日一日の平均に換算すると、青果部は35t(466万円)、水産物部は73t(6,545万円)になります。これからも、みなさんに喜ばれる市場として、新鮮で豊富な生鮮食料品の品揃えに努めます。

くわしくは卸売市場(☎23 0021)へ。



新鮮なマグロをみなさんのもとへ

## 8月は電気使用安全月間 正しく安全に使うために

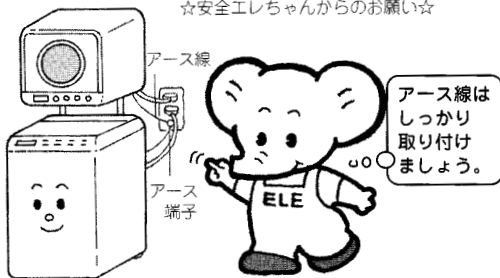
便利で安全な電気は、生活や産業になくはならないエネルギーです。しかし、使い方をまちがえると、思わぬ事故につながることもあります。

特に、夏は電気による事故が多く発生しているため、8月を経済産業省主唱の「電気使用安全月間」として、電気使用の安全運動が全国的に展開されています。

「電気安全で明日もいい町」を目指し、電気を正しく安全に使う5つのポイントをお知らせします。

- アース線はしっかり取り付けましょう。
- 使い終わったら電気製品のプラグは、すぐに抜きましょう。
- ELB(漏電遮断機器)を取り付けて電気事故を防ぎましょう。
- 取扱説明書は必ず読みましょう。
- 4年に1回、電気的安全調査を受けましょう。

☆安全エレちゃんからのお願い☆



財団法人 関東電気保安協会  
http://www.kdh.or.jp

くわしくは(財)関東電気保安協会千葉事業本部佐倉事業所(☎043-486-1448)へ。



# 相談日

## 水は貴重な財産

8月1日から水の週間

私たちが使う水の量は、年々増加傾向にあります。特に8月は年間を通じて水の使用量が最も多くなる季節です。

水は限りある資源です。地球上でわたしたちが使用できる淡水の量は0・8%しかありません。無駄な水利用を減らし、使い方を工



## 節水にご協力を!

### 市民相談所(☎20-1507)

#### 市民行政相談

月～金曜日 8時30分～5時

#### 市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

#### 法律相談(予約制)

水曜日 1時～4時(15日は休み)

(裁判所で係争中の事件は除く)

#### 人権・行政合同相談

16日(木) 10時～3時

#### 不動産相談 21日(火) 10時～正午

#### 税務相談 21日(火) 10時～3時

#### 外国人相談

9日(木)・23日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

### 商工観光課(電話は各相談室へ)

#### 女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

#### 高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

#### 住宅相談 9日(木) 10時～正午

(☎22-2101・成田商工会議所)

### パートサテライト(☎22-8281)

#### パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

### 消費生活センター(☎23-1161)

#### 消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

### 保険年金課(☎20-1526)

#### 年金相談 水曜日(15日は除く)10時～3時

### 市民生活課(☎20-1527)

#### 交通事故相談 8月7日(火)10時～3時

### 社会福祉協議会(☎20-1574)

#### 心配ごと相談 木曜日 10時～3時

#### 酒害相談 2日(木)・16日(木)9時～正午

### 児童家庭課(☎20-1538)

#### 家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

### 厚生課(☎20-1536)

#### 戦没者遺族相談 27日(月)10時～3時

### 教育指導課(☎20-1582)

#### 就学相談(予約制)火・水・木曜日 9時～5時

### 教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

#### 教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)

夫して、大切に使う習慣を身につけましょう。

家庭ですぐにできる節水方法は、次のようなものがあります。

- 洗車はバケツ洗いで
- ふろの残り湯は洗濯・まき水に
- 洗顔・歯磨きは水をためて

くわしくは市水道部業務課(☎22 0269)へ。

### 水道の排水作業

#### 6日から並木町などで

水道部では、赤水の発生を防ぐため、下表の日程で配水管内の排水作業を行います。期間中は一時的に減水や赤水になることがありますのでご注意ください。

作業予定時間は、午後10時から午前4時までです。

## 排水作業日程

作業日	地区名
8月6日(月)	並木町・不動ヶ岡(そり田)地区
8月7日(火)	公津の杜地区
8月8日(水)	飯田町・不動ヶ岡・宗吾・江弁須地区
8月9日(木)	囲護台・新町・幸町地区
8月10日(金)	美郷台・土屋地区

くわしくは市水道部工務課(☎22 0269)へ。

なお、受水槽を使用している場合は、万が一に備え適切な措置をお願いします。

## 消費生活相談

### Q & A

## ふとんの点検商法

**Q** セールスマンに「羽毛ふとんは縫い目から羽毛が出ると、ぜんそくや気管支閉塞の原因になるからリフォームを」と勧められ契約をしました。1カ月後に届いたふとんはリフォームしたものではなく、品質表示が異なる新品のふとんでした。今後どのようにしたらよいのか教えてください。

**A** ダニがいます、リフォームが必要と言って、新しいふとんを購入させる商法です。業界に聞くと「リフォームした場合は品質表示をつけないのが通例で、カバーを付けば10年以上は使え、羽毛が吹き出てきたら、リフォームを考えて良いでしょう」とのことでした。今回のような事例では、クーリングオフ期間が過ぎてしまいましたので、業者と業界との説明の違いをくわしく書いて、解約とふとんの返却の要求を書面で申し出ると良いでしょう。



くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。